

水道料金等の体系について

メーター使用料

- 水道メーターを含む「給水装置」に係る費用負担について

「給水装置工事の費用等の支払義務は需用者(使用者)の責任に関する事項」とされおります。(水道法施行規則第12条の3第2号)

- 岩内町では、メーター交換に係る経費をメーター使用料として徴収しておりますが、多くの市町村では、水道料金に含んで徴収しています。

全道の89水道事業者のうち(令和2年4月1日現在)、
メーター使用料を未徴収(水道料金に含まれる) → 77事業者
メーター使用料を徴収 → 12事業者【岩内町はこちら】

- 岩内町水道事業給水条例では

① 原則として、町が設置して、水道の使用者に貸与する

⇒ メーター使用料を使用者から徴収

② 管理者が認めたときは、水道使用者等に設置させることができる

⇒ 受託工事として町が工事発注し、取替工事に係る費用を使用者から一括で徴収

- メーター交換の費用負担については、原則として使用者の負担となりますが、岩内町では、分割により1回当たりの費用負担が少なくできるよう【①メーター使用料】を設定しており、メーターに関する費用を明確な形で徴収できるようにしております。
なお、水道使用者の都合等により【②一括納付】も選択できるようにしております。

- 近年は【①メーター使用料】が増加し、【②一括納付】は減少する傾向にありますが、今後も【②一括納付】の需要は残るものと予想されます。

直近の実績は、【①メーター使用料】が約67%、【②一括納付】が約33%

- 水道事業の資金的には、

【①メーター使用料】 先行でメーター交換に係る経費を水道事業が負担し、その後8年かけて経費を回収するものです。

【②一括納付】 メーター交換に係る経費を使用者に一括で負担してもらうもので、事業者としての経費負担は発生しません。

- 仮に、メーター使用料を取りやめて水道料金に含めると、【②一括納付】の選択肢が無くなります。

⇒ 水道事業の資金的には、新たに【②一括納付】分の経費負担が先行で発生するため、改定率を2%程度上乗せする必要があります。

⇒ 今まで、家主等が【②一括納付】を選択していた場合、家主等の費用負担は無くなりますが、新たに使用者がメーター使用料分を上乗せで負担することとなります。(現行で口径13mmの場合2ヵ月900円) ※ 公営住宅入居者なども該当します

以上のことから、【②一括納付】を存続させる事で改定率を圧縮できますので、現行と同様に、水道料金とは別にメーター使用料を設定する方向が望ましいと考えますが、ご審議の程よろしくお願いたします。

水道料金

二部料金制では、定額料金(基本料金)と従量料金(超過料金)の組み合わせにより成り立っております。

【基本料金】…… 水道施設の維持管理費やメーター検針・料金徴収に係る経費など、水道事業の基幹的な部分をまかなうもので、使用水量の有無にかかわらず全ての使用者に負担していただいている。

【基本料金の種類】

区分	説明	特徴
用途別 現行	家事用や業務用など、使用者の用途によって料金を設定する方法。	<ul style="list-style-type: none"> ・負担力のある用途(業務用等)を高く設定することで、生活用水には低廉な料金を設定できる。 ・負担力の有無が用途のみに左右されるため、設定基準が不明確である。 ・店舗と住居の併用など、用途形態が多様化する現状において、明確な区分が難しい。
口径別	水道メーターの口径の大小(13mm、20mm、25mm…)を基準にして、料金を設定する方法。	<ul style="list-style-type: none"> ・口径が大きくなるほど相応の設備投資が伴うことから、高く料金が設定され、分かりやすく公平性が確保できると言われている。 ・近年は口径別料金体系を採用する水道事業者が増加している。

【基本水量】…… 生活用水の確保と、公衆衛生の向上を図るため、通常の生活を送るために必要な水量を「基本水量」として定額で提供している。

現行 1ヵ月10mまで

- 「口径別」への変更は、口径が同じであれば同じ料金となるため、相対的に家事用は上昇幅が大きく、業務用、団体用は上昇幅が小さくなります。

現行(基本料金1ヵ月)	改定後(基本料金1ヵ月)
業務用、団体用 2,200円	口径13mm 〇,〇〇〇円 (口径が同じであれば同じ料金)
家事用 1,650円	

- 「口径別」と「用途別」を併せた料金体系もありますが、複雑となります。
- 仮に、メーター使用料を今までどおり別に設定するのであれば、(「口径別」の料金の差は、メーターに係る経費の差が大きいため)「口径別」としての料金差は少なくなり、「口径別」を選択する意義は小さくなると考えられます。
- 「用途別」は比較的シンプルな料金体系となっています。
- 岩内町では長年にわたり「用途別」を採用してきているため、使用者に浸透しております。

以上のことから、引き続き現行の「用途別」を継続していく方向が望ましいと考えますが、ご審議の程よろしくお願いたします。

【超過料金】 …… 概ね給水量の増減に比例する経費(薬品費、動力費など)をまかなうもので、使用水量の増減に比例して負担いただいている。

【超過料金の種類】

区 分	説 明	特 徴
単一従量料金制 <small>現行・家事用</small>	使用水量の多い少ないに関わらず1m ³ 当たりの料金を同一とする方法。 (全国導入率)33%	・使用水量の多寡に関わらず負担が公平となる。
逓増型従量料金制	使用水量が多くなるほど1m ³ 当たりの料金を段階的に高くする方法。 (全国導入率)66.4%	・大口使用者が多く負担する反面、小口使用者の負担軽減へと繋がる。節水促進効果も期待される。 ・資金の確保という意味では不安定となる可能性がある。
逓減型従量料金制 <small>現行・業務用・ 団体用・工業用</small>	使用水量が多くなるほど1m ³ 当たりの料金を段階的に安くする方法。 (全国導入率)0.6%	・大口使用者が優遇される。水需要の増加を促進する。

- 逓減型従量料金制は、大口使用者が優遇されますが、大口使用者のほうが小口使用者よりも資金的に優る傾向となっております。
- 水道創設当初に、「商工業の振興をはかるために大口の給水に対して低減の措置を講ずる」という趣旨で、逓減型従量料金制が設定されております。
- 一般的に大口使用者は多くの水道料金を負担していただいておりますが、その分、水道使用により収益を上げていることも想定されます。
- 大口使用者に逓減型従量料金制を設定する事により、料金収入が少なくなる分は、全体の水道使用者で広くカバーしていただいている事になります。
- 単一従量料金制は、大口使用者も小口使用者も負担が公平となります。
- 単一従量料金制はシンプルな料金体系となっております。

以上のことから、「単一従量料金制」への一本化を視野に検討する方向が望ましいと考えますが、現在の地域経済の状況や町内事業者の経営状況を考えると、しばらくは「逓減型従量料金制」を存続させるべきと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。